

令和元年9月19日（木）

特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会
第27回商標審査基準ワーキンググループ
議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 審査業務部長挨拶	1
3. 委 員 紹 介	2
4. 議事内容確認	3
5. 配付資料確認	3
6. 店舗の外観・内装の商標制度による保護等について（案）」 （第5回商標制度小委員会 資料2）についての報告	4
7. 商標審査基準の今後の検討事項等について	7
8. 今後のスケジュールについて	26
9. 閉 会	26

1. 開 会

○佐藤商標課長 おはようございます。1分前ですけれども、皆さん、おそろいですので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第27回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今年度の商標審査基準ワーキンググループでは、先日開催されました第5回商標制度小委員会での建物の外観・内装の商標制度による保護等について、立体商標制度の見直し及び立体商標に関する審査運用の見直しについて商標審査ワーキンググループにおいて検討することを御了解いただきました。したがいまして、当該議を踏まえた商標の審査基準の改訂について御議論をいただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

2. 審査業務部長挨拶

○佐藤商標課長 審議に入る前に審査業務部長・西垣より一言御挨拶がございます。よろしくをお願いいたします。

○西垣審査業務部長 皆様、おはようございます。7月5日付けで特許庁の審査業務部長を拝命いたしました西垣と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところにお集まりいただきまして、本当にどうもありがとうございます。商標審査基準ワーキンググループの開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

昨年度、商標審査基準ワーキンググループでは元号に関する商標など審査基準についていろいろと御審議いただいたところでございます。それを踏まえて改訂されました審査基準は、今年の1月30日以降の審査に適用されておりまして、そのときにも議論いただきましたが、令和の文字を含む商標の審査などに活用しております。御参考までに申し上げますと、令和の文字を含む商標出願は先月の時点で124件ほど出てきているという状況でござ

ざいます。

さて、皆様御存じのとおり、社会情勢や商取引を取り巻く環境の変化により商標制度を取り巻く環境は大きく変化しております。そうした中で近年、店舗デザインに工夫を凝らしてブランド価値を創出し、商品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例が見られるようになっております。

そうした状況におきまして、特許庁では昨年、店舗の外観等に関する制度運用についての調査研究を実施して、海外の15カ国・地域における店舗の外観・内装の保護の現状、あるいは国内ユーザーの店舗の外観・内装の保護に対するニーズ、及び我が国における店舗の外観・内装の保護の現状を踏まえた課題を把握するよう努めてまいりました。そうした中、店舗の外観・内装を含む建築物の空間デザインを意匠の保護対象として追加する改正法がことしの通常国会において成立しております、公布されているところでございます。

こうした状況を踏まえて、商標課長からも申し上げましたが、8月30日に開催されました第5回商標制度小委員会において、商標に関しても省令を改正し、店舗の外観・内装を含む一体商標の出願方法を見直すべき、及び立体商標の審査方法の検討を行うべきとの見解が示されております。

そうした商標制度小委員会での議論を踏まえまして、店舗の外観・内装の適切な保護が可能となるように、本日ここにお集まりいただきました皆様方に、立体商標に関する審査基準や審査運用についての御検討をお願いしたいと思います。

本ワーキンググループを通しまして、委員の皆様から忌憚のない御意見、御議論をちょうだいできれば幸いです。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○佐藤商標課長 ありがとうございます。

3. 委員紹介

○佐藤商標課長 委員の皆様におかれましては、今回、新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますので、改めてここで事務局から委員の皆様を御紹介いたします。

日本知的財産協会商標委員会委員長、日本電信電話株式会社弁理士・近江恵委員です。

○近江委員 よろしく願いいたします。

○佐藤商標課長 日本商標協会、オリナス特許事務所弁理士・大西育子委員です。

○大西委員 よろしく願いいたします。

- 佐藤商標課長 日本大学法学部教授・小川宗一委員です。
- 小川委員 よろしくお願ひします。
- 佐藤商標課長 学習院大学法学部教授・小塚荘一郎委員です。
- 小塚委員 よろしくお願ひいたします。
- 佐藤商標課長 長島・大野・常松法律事務所弁護士・田中昌利委員です。
- 田中委員 よろしくお願ひいたします。
- 佐藤商標課長 田辺国際特許事務所弁理士・田辺恵委員です。
- 田辺委員 よろしくお願ひします。
- 佐藤商標課長 外川特許事務所弁理士・外川英明委員です。
- 外川委員 よろしくお願ひします。
- 佐藤商標課長 日本弁護士連合会桜坂法律事務所弁護士・林いづみ委員です。
- 林委員 よろしくお願ひいたします。
- 佐藤商標課長 計8名の委員構成でございます。

また、前回のワーキンググループから引き続き田中昌利委員に座長をお願ひしております。

以降の議事進行は田中座長にお願ひしたいと思ひます。田中座長、よろしくお願ひいたします。

○田中座長 田中でございます。このワーキンググループで実りある検討がされるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

4. 議事内容確認

○田中座長 本日の議題について御紹介いたします。本日の議題は、1に「店舗の外観・内装の商標制度による保護等について（案）」（第5回商標制度小委員会資料2）についての報告であります。2番目に「商標審査基準の今後の検討事項等について」でございます。

5. 配付資料確認

○田中座長 続きまして、事務局から配付資料の確認をお願ひいたします。

○佐藤商標課長 配付資料の確認をいたします。経済産業省の方針として、ペーパーレス

化を推進してございます。資料については、お手元でございますタブレット端末を用いて御参照いただければと思います。

簡単にタブレットの使用方法を御案内させていただきます。まずカバーをあけていただきますと、画面が立ち上がります。PDFファイルが複数表示されることを御確認いただけますでしょうか。立ち上がっていない場合には、タブレットを縦向きに持っていたときに右側の上のほうに電源のボタンがございますので、そちらを押していただきますと画面が立ち上がります。画面が立ち上がったときに、下に丸いボタンがございますので、それを押していただきますとPDFファイルが複数表示されます。ホーム画面が表示されている場合には、下のほうにあるFEと書かれた水色のアイコンをタッチしていただきますと、PDFファイルが表示されます。操作方法について御不明なときには挙手をお願いいたします。事務局で対応させていただきます。よろしいでしょうか。

資料1「店舗の外観・内装の商標制度による保護等について（案）」、こちらは第5回商標制度小委員会の資料2と同じものでございます。資料2「商標審査基準の今後の検討事項とスケジュール（案）」、資料3「店舗の外観・内装の商標制度による保護等における優先課題（案）」、参考資料1「第5回商標制度小委員会議事概要」、参考資料2「商標審査基準改訂に伴う主な論点（案）」、配付資料は以上となります。

それから、いつものお願いでございます。御発言をなさる際にはマイクを近づけて御発言いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

6. 店舗の外観・内装の商標制度による保護等について（案）」

（第5回商標制度小委員会 資料2）についての報告

○田中座長 これから議題に入ります。最初の議題は「店舗の外観・内装の商標制度による保護等について（案）」でございます。第5回商標制度小委員会資料2についての報告でございます。事務局から報告をお願いいたします。

○富澤商標制度企画室長 商標制度企画室の富澤と申します。よろしく申し上げます。

議題1について御報告申し上げます。初めに商標小委で用いました資料を簡単に御説明し、続いて参考資料1に基づき議論の概要を御紹介いたします。お手元のタブレットで資

料1をごらんください。

まず検討の背景でございます。店舗の外観・内装の保護については近年、不正競争防止法の事件において店舗の外観・内装の保護を認める裁判所の判断がなされております。一方で、新規性、創作非容易性等の要件を満たす空間デザインを保護する改正意匠法が施行を待つところでございます。

このような動きを踏まえつつも、店舗の外観・内装を商標として適切に保護するため、これは平成8年法改正において導入されました立体商標制度により保護可能でございますけれども、これについても所要の見直しを図ることとしたものでございます。

次に現行制度の概要でございます。まず商標法には商標の定義に「立体的形状」という文言が含まれておりますので、定義の改正は不要でございますが、願書の記載方法については平成27年度に導入されました新商標で認められている商標の詳細な説明と、実線と破線の描き分けが認められていない上に、運用上、端が切れている内装の登録を認めないこととしております。

3ページ目にまいりまして、諸外国の状況でございます。平成30年度に15カ国・地域について実施しました調査研究で、店舗の外観・内装の立体的形状は立体商標として保護されている例が多くございました。そして、商標の詳細な説明を必須または任意とするのは13カ国・地域でございました。また立体商標の出願方法について、店舗の外観・内装に関する商標と、それ以外に関する商標、商標の形状等とで出願方法を区別している国・地域は見当たりませんでした。

ユーザーの意見でございます。他社店舗と区別できる特徴のある店舗を展開している企業では、制度見直しへのニーズが一定程度あることが示されております。具体的には、次の4ページにまいりますが、(1)から(3)に記載されているような御意見が寄せられております。

対応の方向性でございます。まずは省令改正として、商標の詳細な説明を必要に応じて願書に記載できることとすること、それと権利化を求める部分と求めない部分とを書き分ける。例えば標章を実線で描いて、その他の部分を破線で描くことを認めてはどうかということ。さらに、5ページにまいりますけれども、これらの省令改正を店舗の外観・内装以外の立体的形状からなる立体商標についても、同様の対応とすることについて御提案をさせていただいたところでございます。

さらに、審査運用の見直しについては、まずは省令改正に伴う審査運用、そして店舗の

内装の端が商標記載欄におさまらない場合等の課題、そして原則として店舗の立体的形状のみからなる商標は識別力を有しないことを前提とした上で審査運用の明確化をすること、これら3点について基準ワーキングにおいて検討すること。以上について御審議をいただきまして、全ての方向性について御了解をいただいたところでございます。

続きまして、参考資料1をごらんください。まず対応の方向性については、先ほど申し上げたとおり、省令改正と、ここに書かれております3つの事項について審査基準ワーキンググループにおいて検討することが了承されております。

上記の方向性について御賛同いただく意見のほか、各委員から個別の御指摘を幾つかいただいたところでございます。要約したものが2.でございますので御紹介させていただきます。

商標の見本に複数の可能性ある配置などもあわせるような形で、複数枚の商標見本を提出できるようにしてはどうか。そうすることで、第三者が商標のコアになる部分を理解しやすくなり、使用証拠としても認定しやすくなるのではないかと。

内装については、複数の画像により全容が把握できる状態で登録する、または、おさまっていない部分については権利主張しない旨を表示させるなど、不明確な商標権が生じないよう留意すべきではないかと。

店舗の外観・内装からなる立体商標について、商標の詳細な説明をどこまで書けば商標記載欄の商標が特定されるのか。

識別力についてのハードルをどの程度に設定するのか。奇抜で魅力的な店舗外観があった場合に、例えばそれが未使用だということによって識別力が一律にないという対応になるのかどうか。

立体商標の物・商品の形自体、包装の形自体については、第三者が利用せざるを得ない場合等がある。識別力のハードルを変えないという提案に賛成する。

審査基準の検討に当たり、店舗の外観・内装の商標としての使用が商標法上の使用の定義のどの条項に該当するかも明確にすると、利用者にとってわかりやすいのではないかと。

御報告は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

以上のように、先般行われました第5回商標制度小委員会に提出されました資料と、小委員会における議事概要について報告していただきました。

ただいまの報告について御質問、御確認事項等おありでしょうか。おありでしたら、お

願いたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

7. 商標審査基準の今後の検討事項等について

○田中座長 それでは、次の議題に入らせていただきます。「商標審査基準の今後の検討事項等について」でございます。これについても事務局から説明をお願いいたします。

○高野商標審査基準室長 商標審査基準室の高野でございます。よろしく願いたします。

議題2について御説明申し上げます。お手元のタブレットで資料2をごらんいただけますでしょうか。商標審査基準の今後の検討事項とスケジュールでございます。

まず1. 検討事項として、「店舗の外観・内装の商標制度による保護等に関する商標審査基準の改訂について」を主として御審議いただきたいと考えております。(2)は「法改正に伴う条文改正等による商標審査基準の改訂について」ということでございます。例えば商標法の68条の28が改正され、公布されておりますが、商標審査基準の中に条文の記載等もございますので、こちらの形式的な修正をあわせて行い、御報告させていただければと考えております。

2. スケジュールでございます。今後のスケジュールとして、まず(1)、本日、第27回商標審査基準ワーキンググループを開催させていただいております。この後、第28回商標審査基準ワーキンググループは11月25日に開催し、第28回商標審査基準ワーキンググループの中では店舗の外観・内装の商標制度による保護等に関する商標審査基準改訂案を御審議いただくかと考えております。

(3)として、次回の商標審査基準ワーキンググループの後、商標審査基準改訂案についてパブリックコメントを12月から1月の予定で実施させていただきたいと考えております。その後、パブリックコメントの結果によって商標審査基準改訂案を大きく変更する必要がある場合や、再度審査基準ワーキンググループの委員の先生方に御審議いただくような事項が発生した場合には、必要に応じて、来年年明け、令和2年の1月に再度商標審査基準ワーキンググループを開催させていただければと考えております。

その後、令和2年2月に改訂の商標審査基準を公表して、改訂の商標審査基準の適用は立体商標制度の見直しに関する省令の施行と同日に行いたいと考えておりますが、省令改

正は準備作業を進めているところでありますので、現時点で施行日は未定ということでございます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

今後の検討事項とスケジュールについての案を説明していただきました。ただいまの説明について御質問、御確認事項等おありでしたら、お願いいたします。――スケジュールの案等を含めまして、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、この点についての説明は終了とさせていただきます。

○田中座長 続きまして、資料3「店舗の外観・内装の商標制度による保護等における優先課題(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

○高野商標審査基準室長 それでは、資料3を御説明させていただきます。資料3をごらんください。

今般、商標制度小委員会で店舗の外観・内装の商標制度による保護について御審議いただきまして、幾つかの事項について商標審査基準ワーキンググループで検討すべきという御提言をいただいているところでございます。

その中で、幾つかの手続を許容すべきという御提言をいただいているところでございます。その点について、今後商標審査基準案を具体的に検討していく上の前提として本日御審議いただいて、方向性についてお示しいただければという趣旨でございます。

今般、商標制度小委員会で店舗の外観・内装の商標制度による保護について御審議いただきましたが、その結果、新しく制度を創設したり、改正するというよりも、基本的には今の制度の枠組みの中で省令改正をして、店舗の外観・内装を適切に保護しようということでございますので、現状の審査運用については必要な範囲での見直しとしてはどうかと考えております。

具体的に御説明申し上げます。スライドの1ページをごらんください。優先課題ということでございます。出願の手続の中で、今後、許容するという方向で検討しなければいけないものは何かあるかということでございます。ここに3つ記載してございます。

まずは立体商標の記載方法として、権利化を求めない部分について破線の記載を許容するというのが1点目で、2点目は願書の商標記載欄の表示として立体商標をあらわす写真

の端が切れている表示を許容する。3点目は複数の立体的形状の組み合わせからなる立体商標を許容する。店舗の内装については、いすであるとか、テーブルであるとか、カウンターであるとか、必然的に複数の立体形状の組み合わせになると考えますので、そのような複数の立体形状の組み合わせからなる立体商標をどのように取り扱うかということでございます。

2ページ目をごらんください。これは商標制度小委員会での議論の内容でございますが、アンダーラインの部分を読ませていただきます。「立体商標を願書の商標記載欄に記載する際、権利化を求める部分と求めない部分とを実線と破線で描き分けることを認めてはどうか」ということと、「店舗の外観・内装以外の立体的形状からなる立体商標についても、同様の対応としてはどうか」ということでございます。

続きまして、スライド3、3ページ目をごらんいただきまして、立体商標を破線で記載された場合、現状、どのような審査運用になっているかということでございます。現在は拒絶理由（3条1項柱書）に該当するという審査運用でございます。具体的に商標審査基準の中で立体商標の一部を破線で記載したものについてどうするかという記載はございませんが、商標審査便覧の中で「立体商標の図、写真が不鮮明であるため形状の全体が明確に特定し得ない場合については、商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする」という記載がございます。

今後の対応の方向性でございます。一部を破線で記載した立体商標は、現状どおり商標法3条1項柱書に該当するとしてはどうかと考えております。ただし、店舗の内装など複数の立体的形状を組み合わせた構成からなるようなものについては、立体形状ごとに点線と破線、権利化を求める部分と求めない部分を記載してはどうかと考えてございます。

具体的には4ページをごらんいただきまして、破線の記載を許容する例ということで、左側は店舗の内装でございます。右側の例は、破線の記載を通常の立体商標にも検討してはどうかということでございます。このケースは容器があって内容物が記載されている場合、容器と内容物と複数の立体形状の組み合わせと考えられますので、内容物については点線で権利化を求めない、容器の外側の形状だけ権利化を求めるという記載を認めてはどうかということでございます。

5ページ目をごらんいただきまして、破線の記載を許容しない例として、どのようなものかと申しますと、左側にあるような建物の一部分を点線で記載するとか、一つの立体形状のうちで破線と点線を使い分けるというのは、これまでどおり拒絶理由（3条1項柱

書)に該当するとしてはどうかということでございます。右側は過去の審決例で参考でございますけれども、このように一部を破線で描かれた構成からなるものについては、立体商標全体の形状を把握できないとして、3条1項柱書に該当するとされた例でございます。

続きまして、6ページをごらんください。次の課題として、立体商標において店舗の内装の端が切れている場合の表示を許容するというところでございますが、商標制度小委員会の中でも「立体商標において、店舗の内装の端が商標記載欄に収まらない場合等の課題についても検討を行うべきではないか」という御提言をいただいているところでございます。

7ページをごらんいただきまして、現状の審査運用でございます。願書の商標記載欄の表示として、立体商標をあらゆる写真等の端が切れている場合は拒絶理由(3条1項柱書)に該当するという審査運用でございます。こちらについても商標審査基準の中には明確な記載はございませんが、商標審査便覧の中に取り扱いの記載があるということでございます。

今後の対応の方向性でございます。こちらも立体商標をあらゆる写真等の端が切れている表示については、現状どおり、原則、商標法3条1項柱書に該当するとしてはどうかと考えております。「ただし、例えば、店舗の内装のように、写真等の端が切れない表示で記載することが困難であって、かつ、写真の端が切れている記載であっても、商標の詳細な説明等により商標登録を受けようとする立体的形状が特定し得れば、立体商標を構成するものとして認めてはどうか」ということでございます。

具体的にどのようなものが許容されるかということでございますが、8ページ目をごらんください。店舗の内装については、どうしても端が切れているような表示でしか出願できないということであれば、こういうものについては商標の詳細な説明とともに、権利を取得しようとする立体形状が特定できるのであれば、このような記載も許容してはどうかと考えているところでございます。

9ページ目をごらんいただきまして、どのようなものは許容しないのかということでございます。左側の表示、これは現在の商標審査便覧の中にも掲載されているものでございますが、このように立体商標の一部分が切れていることによって全体の輪郭が特定できないものについては、これまでどおり、拒絶理由としてはどうかということでございます。右側は建物を想定していますが、建物についても一部分を大きく表示して全体が入り切らないような場合は全体の形状が特定し得ないということで、現状どおり、拒絶理由としてはどうかということでございます。

続きまして、10ページをごらんいただければと思います。3つ目の課題として、複数の立体的形状の組み合わせからなる立体商標をどのように取り扱うかということでございます。複数の立体的形状の組み合わせの取り扱いについては、商標制度小委員会の中では具体的に議論されているというわけではございませんが、先ほど御説明しましたが、店舗の内装については必然的に複数の立体的形状の組み合わせからなるケースが多いと思いますので、このような検討も必要かと考えた次第でございます。

11ページをごらんください。複数の立体的形状の組み合わせからなる立体商標に関する現在の審査運用でございます。こちらについては現行の商標審査基準や審査便覧において具体的な記載はございません。ただ、過去の審査結果を見てみますと、全て拒絶理由となっているところでございます。

そして、対応の方向性でございます。複数の立体的形状から構成される立体商標は、これまでどおり、原則、商標法3条1項柱書に該当するとしてはどうかということでございます。「ただし、「願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標」及び「商標の詳細な説明」から、例えば、店舗の内装のように、恒常的に一つの組み合わせを構成するとの印象を与え、全体として一つの立体商標を表示したものと特定できる場合は、本項柱書に該当しないとしてはどうか」ということでございます。

具体的にどのようなものかと申しますと、12ページをごらんいただきまして、まずは店舗の内装のように、これは複数の立体形状の組み合わせからなりますが、全体として一つの立体商標を構成すると認識されるようなものについては許容してはどうかということでございます。

13ページ目をごらんいただきまして、どのようなものを許容しないのかということでございます。右側の過去の審査例をごらんいただきますと、このように2つの立体形状が立体商標として出願された場合、これが恒常的にいつも一つの組み合わせ、一つの立体形状と認識するかというところでございますが、このようなものについては、これまでどおり、拒絶理由としてはどうかということでございます。左側の例は、建物についても同様の考え方ができるのではないかとということで、こちらのほうに記載させていただいております。

続きまして、参考資料2をごらんいただきたいのです。参考資料2は、本日、御説明するという予定ではございませんが、ただいま御説明しました検討事項の方向性をお示しいただきましたら、それを前提に、今後どのような論点で商標審査基準を改訂していくかという論点をこちらに洗い出しておりますので、こちらについては、委員の皆様を確認いた

だき、もし追加や修正等があれば適宜御連絡いただければと思います。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

ただいま重要な課題について方向性の案の説明がありました。最後に細かい論点について提示がございました。今の説明について御議論いただきたいと思います。御質問、御意見、いずれでも結構でございますので、委員の皆様から議論をお願いいたします。どなたからでも結構ですので、挙手をお願いいたします。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 日本弁理士会の田辺です。よろしくお願いいたします。

いただいた資料、飛び飛びで御質問になるのですが、よろしいでしょうか。

○田中座長 はい。

○田辺委員 まず5ページで建物の外観についての御説明をいただいたかと思いますが、これは建物全体が必ず実線でないとだめだという趣旨でしょうか。

○高野商標審査基準室長 はい。そのような趣旨です。

○田辺委員 そういたしますと、建物全体が実線でない場合も認めていただきたいなという意見です。例えばビルの中の一部にガソリンスタンドが含まれている場合のように、建物全体ではなくても、建物の一部の外観で商標として機能する場合があるのではないかと考えております。そうすると、ビル全体を必ず実線であらわさなければいけないということは、事実上、保護の範囲が狭まると申しましょか、着実な保護ができないと考えておりますので、建物の外観であっても一部が完結した商標として機能する場合には、その部分を実線であらわし、例えばビル全体を破線であらわすような表記の仕方を認めていただきたいというのが意見でございます。

1つ目は以上です。

○田中座長 まずはこの点についてご議論いただきます。ほかの委員の方、コメントがございましたでしょうか。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 破線を立体商標の記載方法として許容するという方向性で考える際に必要なのは、3条1項柱書を適用する場合の考え方の整理ということになります。3条1項柱書の適用のポイントは形状の全体が明確に特定し得るかどうかということだろうと思います。

今回、4ページ、5ページに具体的な例が出ていますが、店舗の内装については、こう

いうことをやりたいのだろうと思いますし、4ページの右側の容器とお菓子の組み合わせも認めても問題ないだろう。逆に、これらを認めるなら、5ページの建物については認めないという理屈が立つのだろうか。

破線の方法を認める、もう一つ、破線の説明も含めて商標の詳細な説明の記載を認めるということですから、特定ができるだろう。形状の全体が明確に特定できるのに、3条1項柱書で特定できないという拒絶理由はなかなか難しいのではないかと思いますので、先ほどの実務的な観点とは別に審査官の立場から見ると、なかなか拒絶しにくいのではないかという気がいたしました。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

委員の皆様、この件についてほかにいかがでしょうか。

大西委員、お願いいたします。

○大西委員 日本商標協会でございます。私どもの協会の中からも、例えば屋根の形がこれであれば、全体として一つの形状が明確になっていますので、認めてもいいのではないかという意見はございました。

その横のバッグの例ですけれども、位置商標であれば認めるというスタンスをおとりになっていると理解してはおりますが、これを位置商標ということにしますと、本来の位置商標の概念をかなり広げる形になっていくのではないかと考えております。

現状、位置商標として出願されているものは、本来の位置商標という定義に当てはまるものばかりではないようになってきていると思いますけれども、審査基準として、こういうものを立体商標から外すということになれば、位置商標の対象を広げる方向に導くことになるのではないかと考えておまして、それが本来の位置商標という概念から見て適切なかどうかを検討していただく必要があるのではないかと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに、この問題についていかがでしょうか。外川委員、お願いいたします。

○外川委員 今のお話との関連ですけれども、立体商標を実線で一部を描くというのを認めることと、例えばプレイステーションの操作盤で特徴のあるところを位置商標で、現に登録になっていますね。ああいう位置商標との関係は区別しなくてもいいのか、位置の場合は位置に識別性がある程度発生していると、それに対してこちらの立体商標は、全体として、位置だけじゃなくて使用実績との関係で識別力が発生しているということになると、

その2つの組み合わせあるいは峻別ですね、それははっきりしておいたほうがいいのではないかと。

それから、これは質問ですが、詳細な説明に、これは店舗の外観であるとか、建物の外観であるという文言を必ず入れなさいというふうにはなるのか、ならないのか、商標だけで見ればいいのか、それとも説明にズバツと書いておく必要があるのかというところも一つ重要なところではないかと思えます。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに、この関連でいかがでしょうか。近江委員、お願いいたします。

○近江委員 ありがとうございます。

建物の全体を破線にして一部を実線で登録するということについては、今回、破線、実線のルールを認めるのであれば、建物の外観であるから登録ができないとするよりは、きちんと商標の全体が把握できる状態であれば登録を認めてもよいのではないかと思えます。

さらには、店舗の内装であるかとか、外観であるかという線引きは非常に難しいのではないかと考えています。例えば今、内装は複数の立体的形状であっても登録を認めるが外観は認めないといった、内装と外観でルールを分ける御提案をいただいているかと思えます。けれども、例えばショッピングモールなどに行きますと、モールには店舗の間に通路があり、そこを歩いていますと、いきなり内装が見えてくるということもあります。

それが店舗の内装なのか外観なのかという線引きをして別々のルールを当てはめるよりは、商標として、それが機能しているかとか、認識できるかとか、そういう線引きで審査をしていったほうが運用しやすいのではないかと思えます。内装か外観かというところの線引きの議論は余り意味がないのではないかなと感じるところもあります。その辺も議論できたらなと思えます。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

小塚委員、お願いいたします。

○小塚委員 ありがとうございます。

皆さんがおっしゃることに私も賛成ですが、資料3の5ページの先ほどから問題になっている家の図は、この図自体は事務局としては非常にうまくつくっておられて、1階部分の後ろのほうは実線になっていて、表面だけが破線になっている。これですと、確かに何

が特定されているのかがよくわからないということなので、この図そのものについては許容しない例ということにもなるのかなと思います。これは、要するに、建物という一つの物があるので、それについては外観を特定してくださいという例だと考えます。

スライド4枚目は内装で、机とかいすとかそれぞれが複数のものなので、その組み合わせとして見るから、全体の外枠は特定されていないというのは少しシンプルに過ぎる考え方であって、どちらの場合も基本的には、そこに特徴的なものが看取されて識別力があり、かつ権利範囲が他の使用者のために不明確になることがないという、抽象的にいえば、その条件が満たされている限りは、内装であれ、外観であれ、同じように考えていくというふうに考えるべきではないかと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

外川委員、お願いいたします。

○外川委員 実線と破線について質問します。店舗の内装について生来的識別力はないという前提なわけですね。そうすると、実線にするというのは、出願人が自分で権利がほしいところを実線にして描けばいい。それは、ある意味で自由だ。部分意匠のときも、要部だけやるのかと思ったら、自由に実線にできるということでした。そうすると、実線か破線かを出願人の自由にし、実線のところで権利が成立した場合、実線中で3条2項の後発的識別性があるものとそうじゃないものと区別していくということですね。

つまり、出願するときの図面で識別力があるところだけを実線にしてということではなくて、出願人が自由に実線にして、ただし、普通の立体商標と同じように類否判断のときに、識別力が発生しているところとそうではないところをもう一度区別して、全体観察というか、要部観察をしていくということになると思います。実線と破線の組み合わせをどう考えておられるかというのは、次の議論の前提として説明いただければありがたいのですが。

○田中座長 後でまとめて事務局からご説明いただきます。

林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

そもそも今回は、店舗の外観・内装の保護、立体商標での保護をする上で権利範囲を明確化するためにどうするかということを目頭に掲げていただいておりますので、これまでの委員からの話があったように、まずは範囲を特定する際の実線と破線の使い方を明確に

基準に書き込むということが1つかと思います。

それから、外川委員がおっしゃられたように、破線というツールだけでなく、「詳細な説明」での文言での特定というツールによって、出願者の意思として、どこまでを権利として主張したいのかを文言で特定することも必要ではないかと思っております。

例えば、5ページの家の図の意味についても、図だけでは小塚先生のように深く読みこめなかった私は、小塚先生の御説明を伺って初めてわかったところです。審査においても実線、破線の意味づけがわかるように「詳細な説明」で主張する権利範囲を明確に御説明いただくのがいいのではないかと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

実線、破線の部分に絡めての議論、検討すべき問題があるということが浮き彫りにされたと思います。基準はクリアなほうがよろしいというのはあるのでしょうかけれども、余り一刀両断にやりますと、本来保護されてしかるべきものが漏れてしまうということもあり得るという趣旨の御指摘もあったと理解いたしました。

他方、その辺を余りに個別具体的な形で定めると基準としての意味がどうなるのかという問題もあるのでしょうか。

事務局で、議論をお聞きになって今の段階でコメントすべきことがありましたら、また御質問もあったと思しますので、現時点で答えられるご説明をお願いいたします。

○高野商標審査基準室長 いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。

まさに委員の皆様がおっしゃったとおり、我々も当初は実線と点線の描き分けができなしかというふうにもいろいろ検討したところがございますが、小塚先生がおっしゃったように、いろいろなバリエーションがあつて、実線と点線で立体形状が特定できる場合もあるし、特定できない場合もあるし、そういうものをいろいろ描き分けていくのがなかなか難しいのではないかということと、点線部分、権利範囲を主張しないところは、恐らく変更の余地がある、変わる場合がある。

例えば建物の屋根だけを実線にして、下の部分を点線にした場合、点線と相当違うような形状になると印象が変わってきてしまうので、そういうときの類否判断であるとか、点線部分も含めて識別力の判断をするのか、しないのか、点線部分に識別力のあるようなものがあつたらどうするのか。いろいろなことを検討したときに、立体形状全体が特定でき

ないとなかなか難しいのではないかという考えのもと、今回のような御提案をさせていただきました。

我々の考えとしては、現行の審査運用で必要な範囲の見直しを前提とした検討をして、このような御提案をさせていただきましたが、いろいろな御意見をいただきましたので、次回の商標審査基準ワーキングの際には、具体的な商標審査基準案をお示しする予定でございますので、その検討の過程で再検討して委員の皆様にご相談させていただければと考えております。

幾つか御質問をいただいたと思います。外川委員から「商標の詳細な説明をどこまで記載させるのか」という御質問をいただいたかと思えます。どんな立体商標を出願するかによって、それは変わってくると思います。今までどおり、通常の一つの立体形状からなるものであれば、必ずしも商標の詳細な説明は要らないのかもしれませんが、店舗の内装のようなものになれば、商標の詳細な説明を記載しないと立体商標が特定できないのかもしれないところがございますので、どんな立体商標については商標の詳細な説明を記載させなければいけないのかとか、どの程度記載させなければいけないのかというところについても、具体的な商標審査基準の改訂案を検討していくに当たって、次回の商標審査基準ワーキンググループに向けて詳細に検討して、御相談させていただければと思います。

あと、実線と破線の描き分けの全体観察をするかどうかというところがございます。それについては先ほど少しコメントさせていただきましたが、実線の部分は権利化を求める部分というところで、実線の部分だけで類否判断をするのかどうか、点線の部分も含めて全体観察するのかどうかというのも審査基準の具体的な中身になってくると思いますので、次回の商標審査基準ワーキンググループに向けて検討して、御相談させていただければと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

ただいま議論していただきました点以外で何かございましたら、御提示いただければと思います。

近江委員、お願いいたします。

○近江委員 まず質問ですけれども、4ページに掲載されている店舗の内装の登録は、端が切れているということで、この保護をどうしようかということが課題になっているかと思えます。これはアメリカの登録かと思えますけれども、アメリカを含めて諸外国で、こ

のように店舗の内装が切れていて商標登録がされているケースはどれくらいの割合とかボリュームがあるのでしょうか。

○田中座長 事務局、いかがですか。資料ありますか。お答えできますか。

○高野商標審査基準室長 何件あるかは承知していませんのですけれども、調査研究の中で調べた限りでは、そのような例が各国、幾つかあったというところがございます。申しわけありませんが、具体的な数字等は把握しておりません。

○近江委員 承知しました。

その辺も含めて、グローバルな視点でユーザーがこのような登録をどこまで欲しているか、認めてほしいと思っているかというところを認識したいと思って質問させていただきました。

資料の御説明の中で、店舗の内装のようにどうしても写真の端が切れているものしか提出できない場合という話があったのですが、どうしても提出できないという場合が本当にあるのか、私ども知財協の中でも議論いたしました。

例えば、写真で全体が撮れないのであれば図面を提出するとか、複数の角度から写真を撮るとかが可能という意見が多く、本当に端が切れているものだけしか出せないという状況は余り想定ができなかったものですから、これを1枚の写真だけで登録を許容する方向性でルールを考える必然性がピンと来ていないところです。

ユーザーとして権利がほしいのであれば、複数の角度から、きちんとその書類を提出するという姿勢で権利を求めていくのが本当ではないかと考えますので、写真の端が切れているもののみをベースに、あとは商標の詳細な説明でカバーするというやり方は、権利の明確性というところで他者の権利範囲のわかりづらさにつながると考えます。そこは審査基準上でもう少し厳しく、厳密なルールを定めたほうがいいのではないかなと思いました。

○田中座長 ありがとうございます。

内装で端が切れている問題について、ほかの委員の方で御意見はいかがでしょう。大西委員、お願いいたします。

○大西委員 私どもとしては、今おっしゃったような図面を複数出すというやり方は、理想的にはいいと思いますけれども、日本はマドリッドプロトコルに加盟しておりまして、マドプロで出願が入ってくるということも考えておく必要があると思っております。

海外で、このような端が切れているものが登録されているということは、日本へこのような出願がマドリッドプロトコルで入ってくるということであり、その場合に、あまり厳

しくすると、軒並みマドプロで入ってくる出願は拒絶されてしまうのではないかと懸念いたします。詳細な説明とあわせて権利を取ろうとしている範囲が明確になる限りは認める方向でいいのではないかと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに意見がございますでしょうか。

外川委員、お願いいたします。

○外川委員 審査基準全体についての希望でもあり、今の論点に関することでもありますけれども、例えば新しいタイプの商標の導入のときにも、最初、審査官はかなり慎重に審査されました。そうすると、いっぱい出願が出てきたのに、なかなか登録にならないという状態が起こるので、新しい制度を導入したときは余り厳格にしないほうが……。いいかげんに登録するというつもりは全くないのですが、詳細な説明等から見て、ちゃんとわかる出願商標については、余り厳格にやると出願人は出願意欲を失ってしまう。出願人がある程度出願したいと思うようにするためには、余り厳格にはやらないほうがいいのではないかと。それだけでなく、個別の審査官は慎重になりますね。それは当然だと思いますので、そこは審査基準である程度細かく書いて、ここまではいいのだというところを書いていただいたほうが、外国の出願人を含めて、出願人も安心して出願できるのではないかと思います。

以上でございます。

○田中座長 小川委員、お願いいたします。

○小川委員 立体商標をあらゆる写真等の端が切れている表示を許容するというのは小委員会では決められた方向性ですので、それを超えて議論するというのは小委員会の先生方からおしかりを受けるのではないかと。あくまで端が切れているものも許容すると。その中で特定できる方法を基準として考えるというのが私たちの役割かなと思います。

以上です。

○田中座長 御指摘、ありがとうございます。

近江委員、お願いいたします。

○近江委員 ありがとうございます。

おっしゃるように、小委で方向性は決まっております。ただし、小委で私からコメントさせていただきましたとおり、商標の明確性については審査基準でルール化することはお願いしております。そこだけ補足させていただきたいのと、先生方がおっしゃるよ

うに、審査の観点だとか、出願の促進の観点だとか、そういうところについては、確かに余りに厳しくしてしまうと、その制度が形骸化してしまうところは認識しています。

一方で、企業として、自社のブランドを守る、他社のブランドを尊重する両方の立場から申し上げますと、商標というのは自社の商品・サービスの識別標識として市場できちんと機能するかが本質と考えており、その本質なところを考えますと、権利の対象が明確になる形で登録していただくところはできる限りお願いしたいです。その点を加味して審査基準上でも、切れている写真しか提出されない場合は、参考資料として複数の角度から写真を出せですとか、そのようなルール化ができればいいのではないかと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに、この課題についていかがでしょうか。林委員、お願いいたします。

○林委員 全く理論と関係ない個別の話なのですが、4ページの左側の米国出願の店舗の内装の例の脚注に書かれています「なお、外枠の破線及び床の破線は実線とみなす。以下、同様」の「以下、同様」は、これと同じ図がもう一回出てくる、その場面だけで「同様」という趣旨ですね。

○高野商標審査基準室長 はい。

○林委員 「外枠の破線」ほか、屋根の例でも次のページで出てくるので、そこだけ確認させていただきました。

○田中座長 ありがとうございます。

この課題について、ほかにございますか。

小塚委員、お願いいたします。

○小塚委員 アメリカの例が話題になっているのですが、たしか同じような店舗を外から見て、その中が見えていて、外観と内装をあわせて出願して認められているというのがあったのではないかと思います。これも外から見た様子ですので、店舗の中が100%は見えていないわけですね。しかし、店舗内装に特徴的な部分があるということで、権利出願して認められているということだと思います。

赤く色がついているバーの出願ですと、もう少し工夫すれば全部が入ったのではないかという印象もなくもないのですが、これをかたく見てしまいますと、例えば止まり木のいすは常に4つでなければならず、後ろのほうの背が赤いす、これはテーブルについているいすなのですが、これがテーブル2つ分ぐらいしかない。それでしか権利が取れない。仮に、これで立体商標として出願して権利を取ったときに、止まり木のいすが5つという

店舗をつくと、それは権利の外なのかという問題になりかねません。

そういう意味で、特徴的な部分が商標として商標見本の中に出て、図面の中に出ていれば、それが周辺に広がっていても、その部分は切れているものとして特定しないと、こういう出願の仕方ならばあり得るのではないかなと考えています。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

この点について、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

今の議論を踏まえて、事務局で何かコメントがありましたら、お願いいたします。

○高野商標審査基準室長 御意見ありがとうございます。

近江委員の御懸念は、切れていて隠れている部分がどうなっているかわからないのに、そこまで権利範囲に含むのか、含まないかわからないし、そこの取り扱いはどうなのかという御懸念なのかなと理解しましたが、よろしいですか。

○近江委員 審査基準上、権利主張する部分、端が切れているところ等権利主張しない部分を、詳細な説明のほうに記載し、その要領をルール化してカバーするという方向でもよろしいかと思っています。ただ、現状のように、切れている部分については、商標の詳細な説明に記載するといった、漠としたルール、あまり大括りなルールだとわかりにくい権利が生じてしまうのではないかという懸念がございます。

○高野商標審査基準室長 わかりました。ありがとうございます。

商標の特定は商標の記載欄に記載されたものから特定するのだろうなということが原則だと考えております。ただ、切れていると、どのように特定するのかはいろいろな考え方ができると考えております。

いろいろ御懸念、御意見をいただきましたので、商標の特定方法についても具体的には次回の商標審査基準ワーキンググループに向けて検討していきたいと思いますが、少なくとも隠れている部分についてどうするかというのは一定の方向性を出し、商標の特定について皆さんに御理解いただけるような方策を考えていきたいと思っています。

以上です。

○近江委員 ありがとうございます。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかの課題について、御意見、御質問等おありでしたら、お願いいたします。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 ありがとうございます。日本弁理士会の田辺です。

まず、ここでお聞きしていいかという点を確認させていただきたいのですが、参考資料1の小委で出てきております点に関しても疑問点がありましたら、今申し上げてもよろしいのでしょうか。

○高野商標審査基準室長 はい。

○田辺委員 2点ございます。

1点目に、各委員からのその他の指摘事項というところ、参考資料1で出ているところですが、ここで複数の商標見本を提出できることも考えるべきではないかということが小委で述べられております。この点に関して、私どもとしては、出願商標としては一つでもいいですが、例えば意匠のように複数のバリエーションを出せることを審査基準で考えてもよろしいのではないかと考えております。

その理由として、スペースの関係上、内装など、これだというものが一つということは事実上あり得ないわけでございまして、複数枚を参考としてでも出させることによって、出願人が商標の特徴的な部分をどこだととらえているのかということが明らかになるのではないかという点が1点です。

それから、これも小委の議論かもしれませんが、識別力があるということの条文をどこで当てはめるのか、例えば3条1項3号なのか6号なのかいろいろあると思うのですが、そのときに実際に使用によって識別力がありますよということを示すときに、見本と出した商標が、とりわけ内装でピッタリ同一ということは難しいのではないかと思うのです。そういったときにバリエーションが複数出されていれば、どこをどうもって識別力があるかということが証明しやすいのではないかという観点で小委のほうでも検討されているようですが、複数バリエーションの提出が認めただけであればありがたいと考えております。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

商標見本のバリエーションの話ですが、事務局で何かありますか。

○高野商標審査基準室長 そのような御意見をいただいているというのは承知しておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

○田中座長 この問題につきまして、ほかの委員からコメントがございますでしょうか。

外川委員、お願いいたします。

○外川委員 ただいま話に出ていた3条2項の問題です。今の審査基準ですと、「商標としての同一性を損なわないものと認められる場合は出願商標を使用しているものと認める」という文言になっています。これはかなり抽象的な文言ですので、いろいろなバリエーションがあるというのも、それに対応するため実線とか破線ということを考えておられるのだと思いますけれども、店舗の内装等について同一性をどういうふうに見るのか。先ほども審査基準に少し詳しく書いてほしいと申し上げたところですが、例をもう少しいっぱい出して詳しく書いていただきたい。

そうでないと、もともと生来的識別力はないのだという前提で始まっていますから、後発的な識別力はどういう場合に獲得できるのかというのは一番大事な問題になりますので、同一性の判断については審査基準に少し詳しく書いていただきたい。今、御提案があった複数を認めるかどうかも含めて、お願いしたいと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

この関連で、ほかにコメントはございますか。よろしいですか。

○高野商標審査基準室長 まさに同一性の判断のところについては大きな課題だと思っております。委員の皆様から御意見をいただいたように、いろいろなバリエーションがあると思っておりますので、そういうことを念頭に検討させていただきたいと思っております。

○田中座長 ありがとうございます。

そのほかの課題についてコメント、御質問等ございますでしょうか。大西委員、お願いいたします。

○大西委員 11ページでございます。複数の立体形状の組み合わせからなる立体商標を許容するとして、店舗の内装を商標として認めるということで、このようになっているのですけれども、「②対応の方向性」で、原則は、全体として一つの「立体形状」を特定できないとして、3条1項柱書に該当するとし、例外的に店舗の内装のように恒常的に一つの組み合わせを構成するとの印象を与え、全体として一つの「立体商標」を表示したものと特定できる場合・・・とあり「立体的形状」とは書かれていないのですけれども、これは一つの商標としてとらえようということなのか、あくまで一つ立体形状ととらえようとしているのか、どちらなのでしょう。

○高野商標審査基準室長 複数の立体的形状の組み合わせということなので、それを組み合わせで一つの立体商標、商標として認識できればと考えております。

○大西委員 そうしますと、出願商標を構成する立体的形状が複数あった場合に、問題と

なるのは一つの商標を構成しているかどうか、一つの商標として認識されるかどうかというところがポイントになってくるはずなのですね。そうなると、6条1項の問題になるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。1商標1出願の原則、つまり「商標ごとに出願しなければならない」と6条1項にございますよね。

一つの商標として認められないときに、3条1項柱書該当なのか、6条1項該当なのか、どちらなのでしょう。

○高野商標審査基準室長 13ページの過去の審査例をごらんいただきますと、過去の審査例の中でも、上の例についてはまさに1商標1出願の原則に反しているということで、6条1項の要件を具備しないと拒絶されている例もございます。今後、拒絶理由に該当するのかというのは、複数の立体的形状の組み合わせをどう取り扱うかというところで検討してまいりたいと思いますが、可能性としてはあるのかなと思います。

○大西委員 審査基準には一つの商標かどうかという判断の仕方は載ってなかったのではないかと思います。もし私の記憶が間違っていなければ、複数の形状から構成される商標を認めるということになると、その基準を明確にしておく必要があるのではないかと考えております。

立体的形状が複数あるということは、必ずしも一つにつながっている一つの物とは限らないということですので、それが一つの商標と捉えられるかどうかは結構難しい問題になるのではないかと思います。その判断の仕方がわからないと出願の仕方がわからなくなります。

○田中座長 ありがとうございます。

複数の立体的形状の組み合わせの課題について、ほかに意見がございましたら……。小塚委員、お願いいたします。

○小塚委員 大西先生が言われることももっともなのですが、ちょっと頭の体操をしますと、過去の審査例の下のほうですね、ひな人形だと思うのですが、ひな人形をお菓子か何かでつくっているのですけれども、これが仮に、常に同じ距離で、同じ角度で置かれていて、下に土台になるようなものがもう一つある。こういうことだと、全体として一つの立体だと主張して、1立体商標として出願する余地はあるのではないかと。

つまり、結合商標というのは通常、文字とか図形のことだけを考えていますが、別に立体商標とか新しいタイプの商標について結合商標がないとは誰も言っていませんので、そういうことはあり得るのではないかと思います。そういう意味でいいますと、何を位

置と見るかというのは、もちろん出願人の意思がありますがけれども、ある程度、社会通念的などころもあるかなと思います。

そして、今回のように破線を入れて特定するということを認めていきますと、先ほど言いました土台を破線で描いてしまうと、全体として複数の立体形状からなる位置商標だということになり得る。例えば左側にポンチ絵で描いてある離れた建物の組み合わせも、破線を使つてうまく描いて、場合によって詳細な説明を上手につけますと、これは認められる例があるのではないかと。

私は認められてもいいのではないかと思います。つまり、入口ではねてしまうよりは、識別性のハードルも決して低くないですから、識別性のところではねるとか、詳細な説明等を含めて特定されているかということではねるとか、そういうほうがいいのではないかなと思いますので、必ずしも複数か1かというところで、余り入口をしめてしまわないほうがいいのではないかと印象を持っております。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

今の議論を踏まえて、この点について御意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。事務局から何かありますか。

○高野商標審査基準室長 御意見ありがとうございます。今後、皆様の御意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○田中座長 ほかの課題について、いかがでしょうか。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 ありがとうございます。弁理士会の田辺です。

小委で議論されるのか、こちらで議論していいのかということを伺いたい点が1点ございます。どちらにも使用の定義をどういうふうを考えるのかという点が出ていないのですが、建物の内装ですとか外装を使用したときに、どの条文で、どういうふうにとらえたらよろしいのかという点は小委のほうで御議論いただけるのでしょうか。

○富澤商標制度企画室長 店舗の内装等の商標法上の使用については、3条1項3号の審査基準4.の(注)に、「使用」の定義の解釈規定である2条4項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、3号及び6号の審査基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定

商品役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなるというふうに、2条4項を引用し、それぞれ使用の態様を特定した上で、登録になる場合は何なのかという解釈規定を置いております。

そうしますと、2条4項におきましては、役務の提供の用に供する物として使用する場合と、標章を広告の形状とするという広告塔みたいな形で使用する2つの場合が考えられますが、この点は平成8年から解釈規定としてずっと置いておりますので、今後、これが変わることはないのではないかと考えております。

○田辺委員 ありがとうございます。

○田中座長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

その他の課題について、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

たくさんの御議論、御指摘をいただきまして、ありがとうございます。本日の議論を踏まえまして、次回のワーキングに向けて事務局で改訂案を作成することになるかと思っております。事務局には、そのように進めていただきたいと思います。

8. 今後のスケジュールについて

○田中座長 本日の議論は以上とさせていただきますが、次回のスケジュールについて事務局から説明、確認をお願いいたします。

○佐藤商標課長 次回のスケジュールについて御説明申し上げます。次回の第28回商標審査基準ワーキンググループは、先ほどスケジュールのところでお了解いただいたとおり、11月25日、14時からを予定してございます。詳細は追って御連絡申し上げます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第27回商標審査基準ワーキンググループを閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

9. 閉 会